

山口県農業振興地域整備基本方針(案)に対する意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	基本方針の策定に当たっては、第7を最優先に進め、地域の意欲ある農業者等から提出される”5年先を見据えた農業経営改善計画”などへの応援に特化されるのがいいと思います。(それまでは基金などの形で温存)	本県農業の持続的な発展に必要な集落営農法人や新規就農者など多様な担い手の確保・育成を図るため、必要な施設の整備等を進めます。
2	「現県基本方針」での農地面積が平成21年時点約4.100万ha→平成32年目標約4.314万ha。当「次期県基本方針(案)」では平成26年時点約4.017万ha→平成37年目標約3.988万ha。現時点の基本方針(約10年で農地を5%増やす)で、「5年経過した現時点で農地が若干減少している状況」について説明がない。また、ここ5年間の「微減」をそのまま維持するかの様な10年後の数値目標を掲げても説得力がありません。まずここ5年間の対応を明示した上で次期県方針(案)を提示し、県民から意見を募集すべきと考えます。	本方針案は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めています。また、市町の農業振興地域整備計画の策定に際し、基本となるべき事項について定めるものであり、過去の施策に対する実績は記載していません。
3	「農業振興地域」「農用地」「農用地区域」「農振白地」「その他農地」の内容と面積の記述がありますが、文章での記述で分かり難くなっております。表形式で分かりやすくした資料を再作成し県民に意見を求めるべきと考えます。	文章で記述しており、内容が重複するため表は作成しません。
4	農地区分を「生産振興農地」「多面的機能維持農地」「生産・生活農地」と3分しておりますが、現状農地が上記3区分した場合どの程度の配分となるのか数値表記されておられません。基本方針(案)に明示すべきデータと考えるのですが、今後調査を実施するのでしょうか。もしそうであるならいつデータを県民に提示するのか明示願います。	当該区分による農地面積は調査しておりません。また現時点では、調査の予定はありません。
5	「確保すべき農用地区域内の農地の面積の目標」(案)平成26年時点約4.017万ha→平成37年目標約3.988万haの増減要因とその面積が表示されておりますが、過去の実績も明示して初めて当目標・推定増減の妥当性・達成難易度が評価可能となると思われます。過去からの農地の増減推移をグラフ記載し、当表に記載されている「区分」については過去の「基本計画」の実績値を併記した資料とし、県民から再度意見募集すべきと考えます。	本方針案は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めています。
6	本県自然・交通・都市環境と農業地帯区分の記述となっております。地図上図示実施をお願いします。	区分別の明確な線引きができないため、図示はしません。

7	各農業地帯別の状況説明と基本的方針を示しておりますが、記述内容中可能なものについて地図上図示実施をお願いします。	地帯別の明確な線引きができないため、図示はしません。
8	各地域の農業振興地域予定の総面積・農用地面積の表記載がありますが、各指定予定地域の総面積・農業振興地域総面積・農用地面積の比較がしやすい図示を実施願います。各指定予定地域の農業振興地域・農用地の分布を地図上図示願います。	表により記載しています。また、本方針案は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して作成していますが、地図は必要書類でないため、添付しません。
9	当方針(案)の目標遂行のための具体的施策の記述と認識しております。「進めます」「推進します」「促進します」の記述が多く見られますが、各施策の見直し追加修正をいつどの様に実施していくか、各施策の進捗を判断するための現状数値と具体的数値目標の記述がほとんど見られません。上記内容を追記すべきと考えます。	本方針は、県における農業振興地域の指定や市町の農業振興地域整備計画の策定に際し、基本となるべき事項について定めるものであり、施策に対する具体的な数値目標などを示すことはできません。
10	「都市住民等の活動参加」という記述が散見されます。農村・農地の維持保全には今後農村自体・農地取得者自体以外の周辺の都市住民の関わりが重要になると思われます。あるいは県内農産物の消費拡大においても県内都市住民への広報が重要と考えられます。その場合、都市住民の多くが所属する企業への情報提供広報が重要になると思われます。当視点を可能な箇所に追加頂ければ、と感じます。	県産農産物の消費拡大については、県産農産物を積極的に取り扱う「販売協力店」や「やまぐち食彩店」等を拠点に、地産・地消フェアの開催や食彩店ガイドブックを広く配布するなど、県産品の利用促進と情報発信に取り組んでいるところです。また、企業に対しては、県産100%食のカタログギフト「ぶちうま!山口」の活用及びPR等のお願いもしてまいりました。今後も、引き続き、県民の皆様と協働し、県産農産物の消費拡大を一層推進してまいります。
11	当案件30頁弱の資料案件ですが、本来ならば意見作成の為には国・県の関係指針・計画・法律法令・諸施策も確認すべきであると考えます。その様な意見募集を他案件と募集期間重なる中、通常のパブリック・コメントと同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。資料再提示の上での期間の延長又は意見募集再実施を求めます。県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、長期検討を実施している例があります。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。なお、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

12	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にするであろう新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』を提示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき5月24日に報道各社に発表しました。 また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(6月1日の中国新聞及び山口新聞に突出広告を掲載)により、広報に努めました。</p>
13	<p>県広報誌には当パブリックコメントの記事、又はパブリックコメント(県民意見の募集)全般の記事・記載はなかったと記憶しております。未記載理由を明示願います。</p>	<p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリックコメントについては、「突出広告(6月1日付け中国新聞・山口新聞)」により広報しました。</p>
14	<p>当パブリックコメントの期間中に新聞に掲載された「山口県からのお知らせ/(山口県公報)(新聞紙面下方4段程度の公報)には、当パブリックコメントの記事、又はパブリックコメント(県民意見の募集)全般についての記述も無かったと記憶しております。未掲載の理由を明示願います。</p>	<p>同上。</p>
15	<p>当件の内容は地域性専門性が極端に高いものと考えます。今後の計画推進の際にも、県民からの意見募集の他に、住民・関係者(一次産業従事者)や専門家からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>施策を行う際は、関係者等からの意見を聞きながら推進してまいります。 また、基本方針の策定後、各市町が策定する農業振興地域整備計画においては、地域の関係者等からの意見も反映されるものと思われま。</p>
16	<p>専門用語が他パブリックコメントと比較しても多数使用されていると感じます。ごく一部語句に注釈がついている箇所ありましたが、注釈実施語句を再検討精査頂ければ幸いです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、注釈を追加しました。 なお、すべての語句に注釈を記載することは困難です。また、専門用語の中には、既に県の施策において記載されている用語もあります。</p>
17	<p>県の各種計画との関係を方針(案)中に図示すべきと考えます。</p>	<p>本方針案は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めています。また、市町の農業振興地域整備計画の策定に際し、基本となるべき事項について定めるものです。</p>
18	<p>当方針(案)では、いつどこがどの様に計画の進捗を評価するか記述が見当たりません。計画期間最終時(平成37年)にその時点の農地面積をもって評価する等という計画では行政計画に値しないと考えます。上記の様に各具体的施策に対する目標値を設定し、期間を定めて(毎年、等)評価を実施する計画に再編成が必要と考えます。</p>	<p>本方針案は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めています。</p>

19	可能であれば年次把握が誰でもしやすいように年代は元号制暦併記頂けましたら幸いです。	分かりやすさを考慮し、全て元号の平成で統一しています。
20	第1項より第9項の記述内容については、当県をとりまく諸環境諸課題について、高次元より適格な方針が示されており、本項の早急な実施を期待しています。	本方針を基に、農業振興の推進に取り組んでまいります。
21	主要農産物の国際市場価格の将来見通しと、当県の主要農産物のめざす目標生産原価を示すべきと思料します。主要農産物は人口減が続く国内消費だけでは限界があります。国際市場に販路を拡大することが当県農業の活路として大切となります。本方針の実施により生産性の向上が期待できますので同時併行的に販路の開発拡大が急務となります。本方針と両輪とした当県の農産物輸出戦略をはじめ販路の開発拡大が不可欠と考えます。	ご提言のとおり、少子高齢化や人口減少によって国内農産物市場の縮小が見込まれる中、県としても海外における市場開拓の重要性が高まっていると認識しています。 このため、平成28年3月に策定された「やまぐち海外展開方針」に沿って、台湾・香港を中心に物産展や商談会を開催するなど、海外販売拠点の確保や輸出商品の定着に向けた取組を積極的に展開していくこととしています。